

ることができる旨の定款の定めを設けることについては、一部の機関投資家や議決権行使助言会社が否定的な反応をしていることにも留意する必要がある。このような否定的な反応は、バーチャルオンリー株主総会では、リアル総会場を設ける株主総会に比べて、会社(経営陣)と株主との対話が十分にされないおそれがあるという懸念がその背景にあるとみられる。

たとえば、議決権行使助言会社の Institutional Shareholders Services (ISS)は、2021年の株主総会において、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定めを設ける定款変更議案に対し、反対を推奨した。さらに、ISSは、2022年2月から適用する日本向けの議決権行使助言方針において、バーチャルオンリー株主総会を可能とする定款変更議案について、感染症の拡大や自然災害の発生といった異常事態に限定してこれを可能とする旨の定めがある場合を除き、反対を推奨するとしている。また、Glass Lewisは、株主の権利を確保するための十分な措置がとられている場合に、定款変更議案に賛成を推奨するとしている。

そのため、特に、海外の機関投資家の持株比率が高いような上場会社では、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定めを設ける定款変更議案(特別決議事項)を提出することについては、慎重

な検討を要する場合もあり得る。定款変更議案が実際に否決されることはないとしても、相応の反対票が入ることが想定される場合は、本制度に係る定款変更議案と議案を分け

(11) 前掲(10)Q & AのQ1-3(2頁参照)。
 (12) 産競法改正法の施行後に、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定めを設ける定款変更議案を株主総会に上程し、かつ、両大臣の確認を受けることを当該定款変更の効力発生条件として付したケースとして、たとえば、日本オラル(株)2021年8月20日開催、(株)メルカリ(同年9月29日開催)、(株)クロスフォード(同年10月29日開催)、(株)SHIFU(同年11月26日開催)、人夢・技術グループ(株)(同年12月22日開催)がある。
 (13) 前掲(10)Q & AのQ1-3(2頁~3頁)。

第4章

招集手続や書面交付請求の対応は 2023年3月以降総会の 電子提供措置の検討事項

【本章のエッセンス】

● 上場会社において本制度が本格適用される2023年の株主総会に関し、電子提供措置や招集通知の発送を実際にいつ頃行うか、招集通知に、どのような事項の記載や資料を追加するかといったことを、今後検討する必要がある。

● 株主の書面交付請求についても、電子提供措置事項記載書面の記載事項の省略を行うか、いずれの事項を省略するかといったことを検討する点となる。

実務対応の考え方

前述のとおり、上場会社において、本制度の本格的な適用が開始し、株主総会の招集にあたり、株主総会参考書類等(電子提供措置事項)について電子提供措置をとらなければならなくなるのは、2023年3月1日以後に開催する株主総会である。他方で、株主の書面交付請求権は、施行日である2022年9月1日から行使することが可能であるため、会社は、同日以後、書面交付請

求を受ける可能性がある。したがって、今後、その点も念頭に置いて、2023年3月以後に開催する株主総会に関し、その招集手続や書面交付請求への対応を含め、本制度への実務対応を検討しておく必要がある。そのような実務対応については、今後、関係団体から各種考え方・整理等が公表されることが想定され、その点も踏まえた検討をすることにしようが、差し当たり、たとえば、図表4に掲げる事項が、検討事項および考慮すべき事項として挙げられる。